由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金交付要綱

令和　４年　４月　１日

改正　令和　７年　４月　１日

　（趣旨）

第１条　この要綱は、学生の市内企業に対する魅力及び理解度の向上により市内への就職を促進し、産業の振興による地域経済の活性化と雇用の確保を図ることを目的として、市内の事業者に対し、インターンシップの実施や、人材確保に資する動画の制作に関する事業の一部を補助する由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成１７年由利本荘市条例第５３号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成１７年由利本荘市規則第４０号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成１７年由利本荘市規則第４１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）学生　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学院（専門職大学院を含む。）、大学（専門職大学を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在籍する者をいう。

　（２）市内事業者　市内に本社を置く中小企業等又は市内で事業を営む市民で、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行うものをいう。

　（３）インターンシップ　原則として、実施期間が連続する２日以上の就業体験をいう。ただし、事業所等の休日その他のやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

（補助対象事業者）

第３条　この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号に定める要件をみたす者とする。

（１）市内事業者であること。

（２）由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２５年由利本荘市条例第８号）第２条及び第４条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第２条及び第４条の規定による制限措置に該当しない者であること。

（３）暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

　　（補助対象事業）

第４条　この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

（１）次に定める要件のいずれにも該当するインターンシップ事業

　　　ア市内の事業所等で実施するインターンシップであること。

　　　イ事業実施時において、事業者と学生に雇用関係がないこと。

　　　ウ採用選考活動とは直接関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。

（２）人材確保に資する動画の制作に関する事業　自社のＰＲ動画等の制作をするものであること

　（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

　（１）学生支援費　学生がインターンシップに参加するために必要な交通費、宿泊費及び保険料

　（２）事業者準備費　事業者が学生への円滑なインターンシップを実施するために要する謝金、借上料、消耗品費、外注費、印刷製本費及び保険料

　（３）インターンシップ運営委託　インターンシップを実施するため、インターンシッププログラムの作成支援や当該プログラムの効果的な運営支援にかかる委託料

　（４）人材確保に資する動画の制作にかかる委託料

　（補助金の交付等）

第６条　補助金の交付額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額で、１５万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

（１）前条第１号については、学生１人あたりの上限額を次のとおりとする。

　　　ア県外に住所を有する学生　２万円

　　　イ由利本荘市以外の県内に住所を有する学生　１万円

　　　ウ由利本荘市に住所を有する学生　４千円

（２）補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

　（補助の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、インターンシップを開始する１０日前までに、由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付申請は、一の年度につき２回を上限とする。

　（補助金の決定通知）

第８条　市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合はその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないことを決定した場合は理由を付して由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金不交付決定通知書(第３号様式)により補助事業者に通知するものとする。

２　事業者は、交付決定された補助金の額のうち、補助金の交付申請時に第５条第１項第１号の経費として申請した額以上の額を学生に支払わなければならないものとする。

　（補助事業の変更等の承認）

第９条　補助事業者は、補助事業に変更が生ずる場合又は中止しようとする場合は、遅滞なく由利本荘市インターンシップ推進事業変更承認申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して、由利本荘市インターンシップ推進事業変更承認・不承認決定通知書（第５号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

３　前条の規定は、前項の変更承認がなされた場合について準用する。

　（実績報告）

第１０条　補助事業者は、インターンシップが終了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

（１）補助事業者から学生への支給が確認できる書類の写し（インターンシップを実施した場合）

 （２）請求書や契約書の写し（事業を委託した場合）

（３）補助対象経費の領収書又は振り込み払いを確認できる書類の写し

（４）完成した動画（動画制作を実施した場合）

（５）その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金確定通知書（第７号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第１２条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、由利本荘市インターンシップ推進事業費補助金交付請求書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。